

人定第11号
令和3年3月31日

本省局部課長 殿

法務省大臣官房人事課長
(公印省略)

本省内部部局の職員の配置定員について（通達）
標記については、別表のとおりとし、令和3年4月1日から施行することとされましたので、その適正な運用に留意願います。

なお、令和2年3月31日付け人定第13号当職通達「本省内部部局の職員の配置定員について」は、廃止します。

別表 本省内部部局の職員の配置定員

局 部 課 名 又は官職名	配 置 定 員 (人)							計 うち検事
	特 別 職	指 定 職 うち検事	行 政 職 (一) うち検事	行 政 職 (二) うち検事	医 療 職	専 門 ス タッフ 職		
事務次官		1						1
秘書官	1							1
官房長		1	1					1 1
公文書監理官		1						1
サイバーセキュリティ・ 情報化審議官		1						1
官房審議官		1		3 3				4 3
官房参考官				4 4				4 4
秘書課				53 2				53 2
人事課				41 3				41 3
会計課				76 1 24				100 1
国際課				19 3				19 3
施設課				80 1			1	81 1
厚生管理官				21			5	26
司法法制部		1 1	58 5					59 6
うち国立国会図書 館支部法務図書館				6				6
大臣官房小計	1	6 2	355 22	24	5	1	392	24
民事局		1 1	99 12					100 13
刑事局		1 1	63 16					64 17
矯正局		1 1	82 1				1	84 2
保護局		1 1	44 3					45 4
人権擁護局		1 1	27 3					28 4
訟務局		1 1	86 26				1	88 27
合計	1	12 8	756 83	24	5	3	801	91

備考 「うち検事」は、法務省設置法(平成11年法律第93号)附則第4項の規定により充てることができる検事の人数であり、内数である。